

県立中央病院における特定共同指導について

1 特定共同指導とは

厚生労働省・四国厚生支局・県が共同で、臨床研修指定病院や大学附属病院等に対し、保険診療の取扱い、診療報酬の請求等について周知徹底させることを主眼として実施する指導。

2 県立中央病院に対する指導状況

平成25年3月14日及び15日に実施された県立中央病院に対する指導について、診療報酬の請求等に関し、一部に適正を欠く部分があるとして、引き続き指導を継続する旨の通知がなされた。

3 主な指摘事項

- ① 傷病名や処置内容、治療計画等の要点等について診療録（カルテ）への記載が不十分であるもの
- ② 施設基準の認識に違いがあるものなど、
結果的に診療報酬上の請求要件を満たさないとして指摘を受けた。

4 今後のスケジュール

指摘事項について改善状況の報告を行うとともに、速やかに自己点検を実施し、必要に応じ自主返還を行う。